

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年2月10日

**【四半期会計期間】** 第190期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

**【会社名】** 古河電気工業株式会社

**【英訳名】** Furukawa Electric Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 吉田 政雄

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

**【電話番号】** 東京(03)3286局3518

**【事務連絡者氏名】** 経理部会計第一課長 福永 彰宏

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

**【電話番号】** 東京(03)3286局3518

**【事務連絡者氏名】** 経理部会計第一課長 福永 彰宏

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第189期 第3四半期 連結累計期間	第190期 第3四半期 連結累計期間	第189期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	686,749	692,899	925,754
経常利益 (百万円)	23,430	9,866	31,422
四半期(当期)純利益又は四半期純損失( ) (百万円)	11,179	14,784	12,213
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	9,170	26,400	10,378
純資産額 (百万円)	215,121	186,622	215,904
総資産額 (百万円)	857,549	787,811	826,944
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額( ) (円)	15.83	20.94	17.30
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	19.5	17.3	20.1

回次	第189期 第3四半期 連結会計期間	第190期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額( ) (円)	5.93	2.23

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 第189期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項は以下の通りである。また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応している。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものである。

#### 10) 法令違反等

当社グループ内では、平成23年7月22日、建設・電販向け電線・ケーブルの取引の内、特定VVFケーブルの取引に関し、公正取引委員会より、独占禁止法に違反する行為があったとして、古河エレコム株式会社が課徴金納付命令を、協和電線株式会社が排除措置命令を受けた。

当社は、自動車用ワイヤーハーネスおよび同関連製品（以下ワイヤーハーネス）の取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成22年2月24日に公正取引委員会の立入検査を受け、以降同委員会の調査に協力してきた。本年1月19日の同委員会行政命令において、当社は違反行為者として認定されたが、排除措置命令および課徴金納付命令の対象とはなっていない。

また、ワイヤーハーネスの国際取引に関し、当社は、昨年9月29日（米国時間）、米国司法省による起訴事実を認め、罰金2億米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意した。これに伴い、米国において、当社および当社米国子会社を含む複数の事業者に対して、複数の集団訴訟が提起されている。さらに、本件については、EU等の競争法関係当局による調査が継続中であり、当社は各当局からの調査に協力している。

このほか、電力ケーブルおよび同関連製品に関し、当社の持分法適用関連会社である株式会社ビスキャスと当社は、平成23年7月、EU競争法当局より、Statement of Objections（異議告知書）をそれぞれ受領し、これに対応中である。

現在において、上記調査中の案件に関する関係当局からの違反の認定、処分等はまだなされていないが、今後、制裁金支払い等の損失が発生する可能性がある。また、すでに違反認定された案件および今後の関係当局からの違反認定に起因し、損害賠償を求める民事訴訟が提起される可能性がある。

#### 11) 自然災害等の影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故の影響に伴い、今後も電力供給不足、電力料金の上昇など、当社グループの業績に悪影響が及ぶ可能性がある。また、タイにおいて昨年10月に発生した洪水により、同国ロジャーナ工業団地内の当社グループ数社が冠水被害を受け、復旧活動とともに、他拠点での代替生産等の対応を行っている。現地拠点の本格的復旧の遅れ等により、当社グループの業績に影響を及ぼすおそれがある。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成24年2月7日、当社の持分法適用関連会社である東京特殊電線株式会社が実施予定の普通株式による第三者割当増資の一部を引き受けることに合意した。

詳細については「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりである。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、欧州の債務危機などによる不透明感が増し、その影響が新興国・地域の経済成長にも及び始めた。

日本経済は、東日本大震災に続き、タイの洪水でも自動車・エレクトロニクス関連産業が影響を受け、さらに定着しつつある円高が輸出産業に悪影響を及ぼす厳しい状況が続いた。但し、震災復興を主眼とした第3次補正予算が組まれたことで、インフラ復興関連事業の活性化による景気回復期待が高まってきた。

このような状況下での当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当第3四半期累計期間の業績は、

伝送インフラ系事業（情報通信、エネルギー・産業機材）では光ファイバ・ケーブルや電力ケーブルが海外で好調だったものの国内向け事業が低調だったこと

高機能素材事業（電装・エレクトロニクス、金属、軽金属）では、自動車部品のワイヤーハーネスの需要が回復に向かったものの、液晶テレビ向け素材やリチウム電池向け銅箔など新商品販売が低調だったこと

などにより、売上高は前年同期比0.9%増の6,929億円、営業利益は前年同期比151億円減少の115億円、経常利益は前年同期比136億円減少の99億円となった。また、投資有価証券売却益54億円を特別利益として計上したが、米国反トラスト法違反罰課金153億円を特別損失として計上したことなどにより、四半期純損失は148億円（前年同期比260億円の悪化）となった。

セグメントの業績は次のとおりである。

#### 情報通信部門

情報通信部門においては、光ファイバ・ケーブルは、米国やブラジルなどの海外需要が好調だったものの、国内需要が低調だったことや円高により輸出が減少したことなどにより全体としては低調だった。フォトニクス・ネットワークでは、タイの洪水で半導体レーザー製造子会社が被害を受けたことなどで売上は低調だった。結果、当部門の売上高は1,075億円（前年同期比0.8%減）となった。営業利益は、タイ洪水の影響や円高の進行などにより、29億円（前年同期比55.3%減）となった。

なお、情報通信部門の受注額は396億円（前年同期比22.1%減、当社単独ベース）だった。

#### エネルギー・産業機材部門

エネルギー・産業機材部門においては、中国の超高压ケーブル事業の売上が堅調だったことや、国内の震災復旧需要が一部発現してきたことで、当部門の売上高は2,079億円（前年同期比12.1%増）となった。営業損失については、液晶テレビ向け素材の需要が低調だったことなどにより、8億円（前年同期比26億円の悪化）となった。

なお、エネルギー・産業機材部門の受注額は962億円（前年同期比4.1%増、当社単独ベース）だった。

#### 電装・エレクトロニクス部門

電装・エレクトロニクス部門においては、震災の影響で落ち込んだ自動車用ワイヤーハーネスの需要が回復したものの、エレクトロニクス関連商品の需要が全般的に低調だったことから、当部門の売上高は1,552億円（前年同期比0.2%減）となった。営業利益は、24億円（前年同期比60.3%減）となった。

なお、電装・エレクトロニクス部門の受注額は868億円（前年同期比11.7%減、当社単独ベース）だった。

#### 金属部門

金属部門においては、エアコン用銅管の需要が堅調だったものの、リチウムイオン電池向けの銅箔やエレクトロニクス部品向けの銅条の需要が低調だったことなどに加え、金属めっき事業子会社がタイ洪水で被災したことなどにより、当部門の売上高は1,112億円（前年同期比1.8%減）となった。営業利益については、銅価格下落の影響などにより4億円（前年同期比82.2%減）となった。

なお、金属部門の受注額は637億円（前年同期比5.9%減、当社単独ベース）だった。

## 軽金属部門

軽金属部門においては、アルミの缶材、自動車部品材、半導体・液晶製造装置向け厚板材などの需要が一般的に低調だったことに加え、流通面でタイ洪水の影響があったことから、売上高は1,473億円（前年同期比6.8%減）となった。営業利益は売上高の減少などにより53億円（前年同期比39.4%減）となった。

## サービス等部門

サービス等部門においては、栃木県日光市での水力発電、情報処理・ソフトウェア開発、物流、各種業務受託等による当社グループの各事業のサポート、不動産の賃貸等を行っているが、当部門の売上高は270億円（前年同期比4.9%減）、営業利益は13億円（前年同期比21.9%減）となった。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間における、前事業年度の有価証券報告書に記載した当社グループが対処すべき課題についての重要な変更、及びその後の経過は次のとおりである。なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書の項目番号に対応している。

### 1) 災害等への対応

#### 東日本大震災に端を発する電力不足への対応

平成23年度夏季の電力不足については、全社プロジェクトチームを発足し、勤務体系の変更等の施策によりピーク電力削減目標値を達成したが、冬季においても関西電力管内拠点でピーク電力の前年比10%削減、それ以外の地域でも節電に取り組んでいる。尚、当該対策による生産への影響はない。

平成24年度以降も電力不足が懸念されるため、全社プロジェクトチームを継続させ対策を行っていく。また電力料金的大幅値上げも見込まれるが、節電を徹底していくと同時に他の生産コスト削減や海外生産拠点強化等の施策での対応を検討している。

#### タイ洪水への対応

昨年10月に発生したタイ洪水時に対しては、全社プロジェクトチームを発足させ従業員の安全確保、復旧、他拠点での代替生産等の対応を行った。現地拠点の本格的復旧については、現地工業団地の復旧計画も念頭に入れながら事業継続可能な方策を検討している。

### 3) 中期経営計画「ニューフロンティア2012」の推進

今後国内は、東日本大震災による様々な影響に加え、円高による輸出産業の採算性の悪化と産業の空洞化など、景気の悪化要因の増大が見込まれ、また海外では、欧州の債務危機の拡大、米国景気の低迷に伴い、新興国の成長にも鈍化の兆しが現れており、世界経済全体の下振れ懸念が高まっている。

このような環境の中、当社グループにおいては、2010年に策定した中期経営計画「ニューフロンティア2012」において掲げた施策を着実に実行していくことにより、ニューフロンティア（新市場・新事業）での成長、そして変化に強い経営を目指していく。

「伝送インフラ事業」では、引き続き高い需要が見込まれる新興国向けの通信、電力インフラ関連投資を取り込み、円高への対応策と合わせて、グローバル生産体制の強化と拡販に努めていく。また、「高機能素材事業」では、各製品の収益力をさらに向上させるために、競争力のある技術の確立と生産性の向上に注力すると同時に、需要動向を見極めたうえで、積極的な設備投資を実行する。さらに、「環境新事業の育成」では、昨年設置したスマートグリッド新事業推進室、次世代自動車プロジェクトチームおよび次世代電池研究開発センターなどの新組織を軸として、新市場や新商品の開拓に向けた取組みを強化していく。

以上のような施策を通じ、当社グループは、より一層の企業価値向上を図るとともに、震災被害からの復興への貢献も継続して取り組んでいく所存である。株主の皆様においては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜るよう、お願い申しあげる。

## 会社の支配に関する基本方針

- ・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めている。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でない判断します。

・基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施している。これらの取組みは、上記の基本方針の実現にも資するものと考えている。

当社グループは、「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献する」ことを基本理念とし、「技術革新を志向し、創造的で世界に存在感のある高収益な企業グループへ」というグループビジョンを掲げている。

当社は、昨年策定した中期経営計画「ニューフロンティア2012」において、基本理念とグループビジョンを実現するため、当社にとっての新市場・新事業で成長するとともに、変化に強い経営を目指すことを掲げており、具体的施策として、事業ポートフォリオ再編と新事業育成、組織風土の改革および財務体質の改善を実行している。

ニューフロンティア2012
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業ポートフォリオ再編と新事業育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>「伝送インフラ事業」のグローバル成長（情報通信、エネルギー、高速鉄道など）</li> <li>「高機能素材事業」の強化（当社優位の素材力を活かした製品の展開）</li> <li>「環境新事業」の育成（次世代自動車・送電網や大容量光通信分野を中心に研究費を増額）</li> <li>「伝統的加工事業」の再構築（事業ポートフォリオ改善を加速）</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織風土の改革（コンプライアンス強化、グローバル人材の育成など）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務体質の改善（グループ事業強化による利益の創出、有利子負債返済など）</li> </ul>

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成19年6月26日開催の第185回定時株主総会でご承認をいただき、買収防衛策として「当社株式等の大規模買付行為への対応策（以下「旧プラン」という。）」を導入した。また、平成22年6月29日開催の第188回定時株主総会において、旧プランの一部を変更した新たな買収防衛策（以下「本プラン」という。）につきご承認をいただき、買収防衛策の更新をした。

本プランは、当社株式の大規模買付が行われる場合の手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者との交渉等が一定の合理的ルールにしたがって行われることを確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、その概要は次のとおりである。

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買付行為は取締役会による評価期間（大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とする。）経過後にのみ開始されるものとし、買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措置の発動（大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等）を行う場合がある。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得た上で、買付内容の検討等を行う。取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会

は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行う。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

．基本方針の具体的取組みおよび本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社は、上述のとおり、厳しい経営環境の下、新市場・新事業の開拓を推進するとともに、事業やグループ会社の再編の推進およびコンプライアンス体制のさらなる強化等に努めている。これらは当社の業績、経営指標を向上させ、企業価値の増大、株主共同の利益の向上につなげようとする取組みである。また、本プランについても、次の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足している。

2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成22年6月29日開催の第188回定時株主総会においてご承認いただき導入したもので、株主の皆様のご意思が反映されたものとなっている。

3) 当社取締役の任期は1年とされていること

当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主の皆様に対する責任をより明確なものとしている。また、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様のご意思を反映させることが可能となっている。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされている。また、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえる。

### (3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費は143億円である。

また、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に生じた重要な変更の内容は、次のとおりである。

平成23年8月、イットリウム系（Y系）線材開発部門をメタル総合研究所から分離し、高温超電導電力ケーブル、限流器等の応用機器を開発しているパワー&システム研究所の所管とする組織変更を行った。線材および機器の開発を一体化することにより技術の相乗効果を実現させ、超電導応用機器の早期実用化を加速させる（エネルギー・産業機材部門、金属部門）。

また、平成23年10月、イットリウム系（Y系）高温超電導線材の製造販売会社であるSuper Power社をフィリップス社から買収する契約を締結した。本買収により、世界的に拡がりを見せているスマートグリッド分野や自然エネルギー分野および産業用分野にむけて、超電導線材を提供すると共に、超電導線応用機器を開発し、事業展開する計画である（エネルギー・産業機材部門）。

### (4) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの生産・販売品目は、広範かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品も多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額または、数量で示すことはしていない。このため、生産、受注及び販売の実績については、「(1)業績の状況」におけるセグメントの業績に関連付けて示している。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
優先株式	50,000,000
劣後株式	46,000,000
計	2,596,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	706,669,179	706,669,179	東京証券取引所 大阪証券取引所 (以上各市場第一部)	完全議決権株式で権利 内容に何ら限定のない 当社の標準となる株式 であり、単元株式数は 1,000株である。
計	706,669,179	706,669,179	-	-

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	706,669	-	69,395	-	21,467

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず記載することができないため、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 440,000	-	-
	（相互保有株式） 普通株式 575,000		
完全議決権株式（その他） （注）1	普通株式 704,155,000	704,155	-
単元未満株式（注）2	普通株式 1,499,179	-	-
発行済株式総数	706,669,179	-	-
総株主の議決権	-	704,155	-

（注）1．「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株含まれている。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が5個含まれている。  
2．「単元未満株式」の欄には、自己保有株式が254株、相互保有株式が610株含まれている。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
（自己保有株式） 古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目2番3号	440,000	-	440,000	0.06
（相互保有株式） 山崎金属産業株式会社	東京都千代田区岩本町1丁目8番11号	569,000	6,000	575,000	0.08
計	-	1,009,000	6,000	1,015,000	0.14

（注）「他人名義所有株式数」は、当社の取引先持株会（名称：古河電工共栄持株会、住所：東京都千代田区丸の内2丁目2番3号）名義の持分である。

（注）当第3四半期会計期間末日現在の自己保有株式の数は、441,114株である。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はない。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	41,899	30,920
受取手形及び売掛金	227,147	*3 216,796
有価証券	114	114
商品及び製品	30,202	30,632
仕掛品	30,359	33,144
原材料及び貯蔵品	39,344	39,527
繰延税金資産	7,753	6,165
その他	44,770	39,174
貸倒引当金	1,784	1,288
流動資産合計	419,808	395,188
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	251,660	252,728
機械装置及び運搬具	632,808	630,076
土地	83,180	82,608
その他	87,391	93,271
減価償却累計額	782,016	799,505
有形固定資産合計	273,025	259,180
無形固定資産		
のれん	7,496	6,884
その他	8,764	7,808
無形固定資産合計	16,261	14,692
投資その他の資産		
投資有価証券	85,435	84,896
繰延税金資産	12,643	14,620
その他	23,356	21,717
貸倒引当金	3,586	2,484
投資その他の資産合計	117,848	118,749
固定資産合計	407,135	392,623
資産合計	826,944	787,811

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	120,873	*3 119,387
コマーシャル・ペーパー	-	23,000
短期借入金	128,552	143,788
1年内償還予定の社債	24,199	16,825
未払法人税等	3,717	1,027
製品補償引当金	2,266	2,007
災害損失引当金	1,512	454
その他	57,738	53,572
流動負債合計	338,861	360,062
固定負債		
社債	28,866	22,754
長期借入金	160,002	140,520
退職給付引当金	59,062	55,292
環境対策引当金	12,017	11,480
資産除去債務	1,320	1,274
その他	10,908	9,803
固定負債合計	272,178	241,125
負債合計	611,039	601,188
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	69,395	69,395
資本剰余金	21,467	21,467
利益剰余金	87,007	69,103
自己株式	271	273
株主資本合計	177,598	159,692
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14,222	8,469
繰延ヘッジ損益	638	913
在外子会社退職給付に係る調整額	3,617	3,398
為替換算調整勘定	22,873	27,822
その他の包括利益累計額合計	11,630	23,664
少数株主持分	49,936	50,594
純資産合計	215,904	186,622
負債純資産合計	826,944	787,811

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	686,749	692,899
売上原価	573,202	593,945
売上総利益	113,546	98,954
販売費及び一般管理費		
販売費	26,660	26,796
一般管理費	60,285	60,614
販売費及び一般管理費合計	86,945	87,410
営業利益	26,601	11,543
営業外収益		
受取利息	428	477
受取配当金	1,578	1,431
持分法による投資利益	775	797
その他	1,099	1,493
営業外収益合計	3,881	4,200
営業外費用		
支払利息	4,568	3,962
為替差損	810	275
その他	1,672	1,640
営業外費用合計	7,052	5,877
経常利益	23,430	9,866
特別利益		
投資有価証券売却益	552	5,428
貸倒引当金戻入額	354	242
製品補償費用戻入額	904	-
その他	891	182
特別利益合計	2,702	5,853
特別損失		
固定資産処分損	266	538
減損損失	618	1,907
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,235	-
米国反トラスト法違反罰課金	-	15,296
その他	3,713	2,738
特別損失合計	5,834	20,481
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	20,299	4,761
法人税、住民税及び事業税	3,984	3,500
法人税等調整額	1,146	5,050
法人税等合計	5,131	8,550
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失( )	15,168	13,311
少数株主利益	3,988	1,472
四半期純利益又は四半期純損失( )	11,179	14,784

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	15,168	13,311
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,016	5,706
繰延ヘッジ損益	765	1,438
在外子会社退職給付に係る調整額	-	214
為替換算調整勘定	3,872	4,754
持分法適用会社に対する持分相当額	341	1,404
その他の包括利益合計	5,997	13,088
四半期包括利益	9,170	26,400
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,772	26,695
少数株主に係る四半期包括利益	3,398	295

## 【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年12月31日)

## (1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、SIAM FURUKAWA CO., LTD.、SIAM FURUKAWA TRADING CO., LTD.、Permintex Furukawa Autoparts Malaysia Sdn.Bhd.はそれぞれ重要性が増したため、連結の範囲に含めている。

第2四半期連結会計期間より、四国電線(株)は売却により連結の範囲から除外している。

またMetrocable Industria e Comércio Ltdaは持分の取得により、連結の範囲に含めている。

JIANGSU OFS HENGTONG OPTICAL TECHNOLOGY CO., LTD.、PT FURUKAWA ELECTRIC INDONESIAはそれぞれ重要性が増したため、連結の範囲に含めている。

当第3四半期連結会計期間より、重慶長華汽車線束有限公司は持分の取得により、持分比率が上昇したため、持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めている。またFurukawa Wiring Systems America Inc.はAmerican Furukawa Inc.との合併により消滅したため、連結の範囲から除外している。

## (2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、華通古河(唐山)線纜有限公司は重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めている。また、韶關市陽之光?箔有限公司は、乳源東陽光精箔有限公司との合併により消滅したため、持分法適用の範囲から除外している。

第2四半期連結会計期間より、栄星電線工業股?有限公司は持分の取得により、持分法適用の範囲に含めている。またTri-Arrows Aluminum Holding Inc.について、平成23年8月のTri-Arrows Aluminum Inc.株式取得により重要性が増したため、Tri-Arrows Aluminum Holding Inc.及びTri-Arrows Aluminum Inc.を持分法適用の範囲に含めている。

当第3四半期連結会計期間より、重慶長華汽車線束有限公司は持分の取得により、持分比率が上昇したため、連結の範囲に含め、持分法適用の範囲から除外している。

## 【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成23年4月1日  
至 平成23年12月31日)

## (会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間から、連結子会社である古河マグネットワイヤ(株)は、機械装置の減価償却方法を従来の定率法から定額法へと変更した。この変更は巻線事業の事業統合を契機に、機械装置の稼働状況等を見直した結果、巻線に対する将来の需要は安定的であることが見込まれること、当該機械装置も長期かつ安定的に使用されると見込まれること、さらには修繕費等の維持管理費用も過去実績を鑑みると安定的な発生が見込まれることから、より合理的な費用配分に基づく適正な期間損益計算を行うために実施したものである。

これにより、従来の方法によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ266百万円増加し、税金等調整前四半期純損失は266百万円減少している。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。</p>
<p>(2) 法人税率の変更等による影響</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一次差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一次差異については35.6%となる。また、欠損金の繰越控除制度が改正され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることとなった。</p> <p>これらの税率の変更及び欠損金の繰越控除制度の変更により、繰延税金資産の純額は3,221百万円減少し、当第3四半期連結累計期間に計上する法人税等調整額は3,864百万円増加している。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

(1) 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入金等に対して、債務保証を行っている。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
(株)ビスカス 8,480百万円	(株)ビスカス 4,431百万円
上海日光銅業有限公司 2,274百万円	上海日光銅業有限公司 1,857百万円
東京特殊電線(株) 1,675百万円	東京特殊電線(株) 1,625百万円
華通古河(唐山)線纜有限公司 875百万円	華通古河(唐山)線纜有限公司 1,290百万円
上海古産国際貿易有限公司 344百万円	? 古河金属(無錫)有限公司 635百万円
その他 1,438百万円	その他 2,055百万円
計 15,089百万円	計 11,895百万円

(2) 債権流動化に伴う買い戻し義務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
債権流動化に伴う買い戻し義務	396百万円	5,566百万円

2. 手形割引高及び裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	11,118百万円	0百万円

\* 3. 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理について

当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったが、満期日に決済が行なわれたものとして処理している。当第3四半期連結会計期間末日満期手形は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形	-	2,771百万円
支払手形	-	3,000百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	30,295百万円	29,556百万円
のれんの償却額	1,182百万円	1,293百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,765	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月8日 取締役会	普通株式	1,765	2.50	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年12月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,118	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	1,765	2.50	平成23年9月30日	平成23年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	情報通信	エネルギー・産業機材	電装・エレクトロニクス	金属	軽金属	サービス等	計		
売上高									
外部顧客への売上高	103,617	160,208	150,477	109,646	153,225	9,573	686,749	-	686,749
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,694	25,308	5,019	3,548	4,860	18,822	62,253	62,253	-
計	108,311	185,517	155,497	113,195	158,085	28,395	749,002	62,253	686,749
セグメント利益	6,390	1,746	6,154	2,099	8,723	1,659	26,773	172	26,601

- (注) 1 セグメント利益の調整額 172百万円には、主に未実現利益の消去等が含まれている。  
2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	情報通信	エネルギー・産業機材	電装・エレクトロニクス	金属	軽金属	サービス等	計		
売上高									
外部顧客への売上高	103,063	180,330	149,224	107,865	142,860	9,554	692,899	-	692,899
セグメント間の内部売上高又は振替高	4,427	27,605	5,951	3,313	4,476	17,449	63,223	63,223	-
計	107,491	207,936	155,176	111,179	147,337	27,003	756,123	63,223	692,899
セグメント利益又は損失( )	2,858	806	2,446	373	5,286	1,295	11,454	89	11,543

- (注) 1 セグメント利益の調整額89百万円には、主に未実現利益の消去等が含まれている。  
2 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。  
3 会計方針の変更等

第1四半期連結会計期間から、連結子会社である古河マグネットワイヤ(株)は、機械装置の減価償却方法を従来の定率法から定額法へと変更した。この変更は巻線事業の事業統合を契機に、機械装置の稼働状況等を見直した結果、巻線に対する将来の需要は安定的であることが見込まれること、当該機械装置も長期かつ安定的に使用されると見込まれること、さらには修繕費等の維持管理費用も過去実績を鑑みると安定的な発生が見込まれることから、より合理的な費用配分に基づく適正な期間損益計算を行うために実施したものである。

これにより、従来の方法によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期間のセグメント利益が、「電装・エレクトロニクス」で266百万円増加している。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「電装・エレクトロニクス」において、機械装置等の減損損失1,907百万円を計上した。

## (1株当たり情報)

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額( )	15円83銭	20円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( ) (百万円)	11,179	14,784
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純 損失金額( )(百万円)	11,179	14,784
普通株式の期中平均株式数(千株)	706,095	706,085

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していない。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

東京特殊電線株式会社の株式の取得(連結子会社化)

当社は、平成24年2月7日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である東京特殊電線株式会社(以下「東特」)の普通株式による第三者割当増資を引き受けることを決議した。なお、本普通株式第三者割当の引受けにより、当社の議決権の所有割合は、議決権の100分の50を超えることから、東特を持分法適用関連会社から連結子会社に異動する。

(1) 株式取得の理由

当社は、平成22年に策定した中期経営計画「ニューフロンティア2012」において、当社グループでの新事業の育成とともに既存事業の強化を掲げているが、本第三者割当増資の引受けにより東特を連結子会社化することでこれまで東特が培ってきたエレクトロニクス分野における高いブランド力・技術力を当社グループに取り込むことができ、当社グループの事業の一層の充実も期待できる。また、当社が東特の主力銀行である、株式会社みずほ銀行と株式会社りそな銀行とともに支援を行い東特の財務体質の改善を図ることで、経営基盤が安定し、結果として当社グループ全体の価値向上にもつながることから、第三者割当の引受けを行うこととした。

(2) 対象会社の概要(平成23年9月30日現在)

名称 : 東京特殊電線株式会社  
所在地 : 東京都港区新橋六丁目1番11号  
代表者の役職・氏名 : 取締役社長 立川直臣  
事業内容 : 光・電線・デバイス製品及び情報機器の製造・販売  
資本金 : 6,146百万円  
設立年月日 : 昭和15年11月22日

(3) 当社が引き受ける第三者割当の概要

いずれも東特が平成24年3月28日開催予定の臨時株主総会において、必要な承認が得られることとその他法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。

払込期日 : 平成24年3月28日  
発行新株式数 : 普通株式 23,809,524株  
発行価額 : 1株につき84円  
払込金額の総額 : 2,000百万円  
当社取締役会決議日 : 平成24年2月7日  
割当方法 : 第三者割当の方法により、その全てが当社に割り当てられる。

(4) 第三者割当の引受け前後の当社所有株式の状況

引受け前の当社所有株式数 : 14,662,964株(発行済株式総数に対する割合 : 33.11%)

引受け後の当社所有株式数 : 38,472,488株(発行済株式総数に対する割合 : 56.5%)

## 2 【その他】

平成23年11月4日の取締役会において、当期中間配当に関し次のとおり決議を行なった。

1. 中間配当による配当金の総額                    1,765百万円
2. 1株あたりの金額                                    2円50銭
3. 支払請求の効力発生日及び支払開始日    平成23年12月2日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月10日

古河電気工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 山 賢 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 聡

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 田 哲 也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている古河電気工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年2月7日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である東京特殊電線株式会社の普通株式による第三者割当増資を引き受けることを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- (注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。